

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年5月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500219 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600009 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月 8 日から昭和 63 年 3 月 31 日まで
② 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

請求期間①は A 事業所、請求期間②は B 事業所で営業職として勤務し、当時は別の名前を使用していた。

両請求期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、複数の同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、A 事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、商業登記簿謄本によると、平成 14 年 12 月 3 日に解散していることが確認できるほか、厚生年金保険適用事業所名簿によると、昭和 62 年 4 月 8 日に同保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、事業主は既に死亡しており、複数の同僚が当該事業所の社会保険事務担当者であったとする者は病氣療養中であることから、請求者の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が名前を挙げた同僚のうち、生存及び所在が確認できた7人並びに当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、請求期間①当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる11人の計18人に照会し、11人から回答を得られたものの、請求者が、請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

さらに、上述の同僚18人について、雇用保険の加入記録を確認したところ、いずれも、当該事業所において、雇用保険の被保険者であったことが確認できるが、請求者の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票に請求者の名前及び請求者が当時使用していたとする名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間②について、請求者は、事業主の回答及び請求者が名前を挙げた同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、B事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、商業登記簿謄本によると、平成8年6月1日に解散していることが確認できるほか、厚生年金保険適用事業所名簿によると、昭和61年9月30日に同保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②において、同保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、事業主は、「当社は昭和61年9月に厚生年金保険の適用事業所でなくなったため、その後に勤務していた者については、厚生年金保険に加入させておらず、給与から同保険料を控除していない。」と回答している。

また、請求者が名前を挙げた同僚は、オンライン記録によると、請求期間②において、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、上述の同僚及び当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和61年9月まで同保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、請求者が、請求期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を各事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。